

山川市政運営による度重なる議会軽視に関する抗議決議

去る令和2年3月23日の本会議にて修正可決された令和元年度豊見城市一般会計補正予算（第5号）に対し、山川市長は再議を求めた。これは議会の意思（議決）を拒否する地方自治法に基づいた長の拒否権の行使である。

再議の根拠として、地方自治法第176条第1項を掲げ一般的拒否権を求めているにもかかわらず、理由としては（法第97条第2項但し書き）長の予算の提出の権限を侵すことはできないとする法の主旨から大きく逸脱するおそれ、議会の議決の権限の乱用、長の予算編成権への行き過ぎた介入など、議会が越権や違法な議決を行ったと思われかねないと異議を唱えている。これらの異議であれば地方自治法第176条第4項の特別的拒否権を求めるべきである。

よって議会は議案（再議）提出のあり方に対し疑義を唱え再考を促したが、副市長は法解釈の違いと述べ、議案（再議）提出のあり方を再考する事を拒否し、一般的拒否権での議決を要求した。しかしながら議会は出席議員の3分の2以上の同意を持って再議を非（否）とし、修正案を是とした。

この議案（再議）提出は、議会や議会ルールを軽視した行為であり、議会の権威を傷つけ到底許されるものではない。

また、これまで議案提出後の議案差し替え、一般質問後による答弁訂正、市民の代表である議会より先に新聞報道にて市政運営や計画等の発表など、議会運営上においても議会や議員を混乱させ、山川市長の議会に対する執行体制に強い疑問を抱かざるを得ない。

よって豊見城市議会は、二元代表制を担う立場から、今回の再議に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 長は（以下、長とは市長並びに執行部をいう）議会との対応にあたり、双方のくい違いが生じた際は強行することなく議会運営委員会で調整を図り、円滑な議会運営に配慮すること。
- 2 長と議会との関係で言われる調整とは、議長のみならず、委員長、委員長が指名する者と理解すること。
- 3 長は議会並びに議員が市民の代表であることに十分に配慮し、議会との信頼関係改善に努め、これまで以上にきめ細かい説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

令和2年3月30日

豊見城市議会

抗議決議 あて先
豊見城市長